

区内医療機関における風しんの対応について

～風しん（疑い）患者が受診したときの流れ～

医療機関への（疑い）患者

- ・速やかに個室に案内し、診察を行います。
- ・患者にはサージカルマスクを着用してもらい、スタッフはサージカルマスクと手袋を着用します。

保健所への電話連絡

【連絡先】

新宿区保健所保健予防課

TEL 03-5273-3859

- ・発疹、発熱、リンパ節腫脹などの症状があり、風しんが疑われる場合は新宿区保健所にご連絡ください。
- ・夜間・休日は東京都保健医療情報センター（ひまわり）にご連絡ください。 **TEL 03-5272-0303**

発生届の提出

【届出先】

新宿区保健所保健予防課

fax 03-5273-3820

- ・渡航歴、風しん患者との接触歴、予防接種歴等を様式に従い確認のうえ、届出基準に該当した場合はFAXで発生届を提出してください。
- ・患者（又は保護者等）に、保健所から今後の対応について連絡が入ることをお伝えください。

発生届をもとに、保健所がPCR検査の実施について、東京都と協議のうえ決定し連絡します。
PCR検査を実施する場合は、検体の採取をお願いします。

PCR検査用の検体（咽頭ぬぐい液）を採取

- ・患者（又は保護者等）にPCR検査実施の趣旨を説明し、了解を得てください。
- ・検体容器は新宿区保健所がお持ちします。
- ・咽頭ぬぐい液を医療機関が採取してください。（場合によっては尿の採取もお願いすることがあります。）

保健所への検体の引き渡し

- ・採取した検体は、新宿区保健所が回収します。
- ・患者を帰宅させるときは、サージカルマスクを着用し、公共交通機関、人混みを避けるように伝えます。

PCR検査実施

- ・新宿区保健所が東京都健康安全研究センターに検体を持ち込みます。

陽性・陰性の判明

- ・原則、翌日（休日、祝日除く）に陽性が陰性が判明します。
- ・新宿区保健所から医療機関へ結果を報告します。
- ・患者への結果説明は医療機関からお願いします。